

第10回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月26日(金) 午後2時30分から午後3時3分

2. 開催場所 網走市役所西庁舎2階会議室

3. 出席委員 17人

会長	17番	山	田	健	一
会長職務代理者	13番	山	本	登	
委員	1番	川	尻	秀	一
	2番	居	内	和	則
	3番	松	尾	貴	子
	4番	首	藤	勝	広
	5番	安	達	耕	平
	6番	福	田	稔	
	7番	鬼	塚	秀	明
	8番	鈴	木	圭	一
	9番	藤	田	政	揮
	10番	遠	藤	優	一
	11番	鎌	田	直	人
	12番	中	川	一	弘
	14番	相	馬	正	人
	15番	川	崎	伸	弘
	16番	矢	萩	一	毅

4. 欠席委員 無し

5. 議事日程

報告第 1号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について
議案第 1号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第 2号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 3号	特定農地貸付法による市民農園の開設について

6. 議事録署名委員

1番	川 尻 秀 一	4番	首 藤 勝 広
----	---------	----	---------

7. 出席事務局職員

事務局長	佐 藤 岳 郎
農地係長	石 垣 友 伯
農地係主査	廣 野 武
農地係主事	畠 山 雅 貴

8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第10回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。
議長	本日の出席委員は16名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。なお、14番、相馬委員から遅参の報告を受けております。 本日の会議の議事録署名委員として、1番、川尻委員、4番、首藤委員の両委員を指名いたします。 それでは、初めに事務局より報告を受けます。報告第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について」、事務局に報告の説明を求めます。
事務局 議長	(報告第1号の朗読説明) 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし)
	なければ、以上で報告を終わります。それでは議案の審議に入ります。議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第1号について説明) なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1頁に記載しております。以上です。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり)
	異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第2号については、初めに1番から7番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第2号1番から7番の朗読説明) なお、議案第2号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の2頁に記載しております。以上です。
議長	ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。
8番 議長	はい、何もございませんでした。 議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

議長 (質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第2号1番から7番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号8番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、13番、山本委員の退席を求めます。

(山本委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (議案第2号8番の朗読説明)

なお、議案第2号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の2頁に記載しております。以上です。

議長 ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

8番 はい、何もございませんでした。

議長 議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第2号8番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(山本委員 着席)

次に、議案第2号9番から19番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (議案第2号9番から19番の朗読説明)

なお、議案第2号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の2頁に記載しております。以上です。

議長 ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

8番 はい、何もございませんでした。

議長 議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第2号9番から19番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号20番及び21番につい

議長	て説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、8番、鈴木委員の退席を求めます。 (鈴木委員 退席) 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第2号20番及び21番の朗読説明) なお、議案第2号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の2頁に記載しております。以上です。
議長	ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、副委員長 の報告を求めます。
7番	はい、何もございませんでした。
議長	議案の説明、副委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等 ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第2号20番及び21番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。 (鈴木委員 着席)
事務局	(14番、相馬委員 着席) 次に、議案第3号「特定農地貸付法による市民農園の開設について」を議題とします。 事務局に議案の説明を求めます。 (議案第3号の朗読説明) なお、議案第3号につきましては、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第2条及び第3条の要件を満たす場合は承認できるものです。要件につきましては、別紙資料1の3頁に記載しております。以上です。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第3号は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の承認要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。 以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第10回総会を閉会いたします。